

大切な健康保険制度を守るため

医療保険制度が変わりました

社会の少子高齢化が着実に進行していくなか、膨らみ続ける医療費を抑え、「健康であること」を支えるために必要な医療保険制度の維持を目指した健康保険法等が国会で成立しました。

この改正では、高額療養費の自己負担限度額の引き上げなど給付の見直しのほか、新しい高齢者医療制度が創設されました。また、健康保険組合などには、健診や保健指導が義務付けられています。今後、2006年10月から2008年春にかけて順次実施されます。

2006年10月からは

高額療養費	自己負担限度額の引き上げ（2頁参照）	
出産育児一時金 （家族出産育児一時金）	30万円	➡ 35万円
埋葬料	標準報酬月額 <small>の1ヵ月分</small> （最低10万円）	➡ 一律5万円
70歳以上で 現役並みの所得がある人の 自己負担割合	2割	➡ 3割
70歳以上の療養病床 入院時負担（医療費のほか）	食材費のみ 24,000円	➡ 食費と光熱水費で 52,000円

2007年4月からは

傷病手当金 出産手当金	賃金（標準報酬日額）の 6割相当額	➡ 賃金（標準報酬日額）の 3分の2相当額
標準報酬月額の上下限	98,000円～ 980,000円	➡ 58,000円～ 1,210,000円
標準賞与額の上限	1回200万円	➡ 年度計540万円

千葉県自動車販売整備健康保険組合

を休み給料がもらえないときは、一日につき賃金(標準報酬月額)の六割相当額が受けられました。これが、傷病手当金と同様に賞与を反映させて、賃金の三分の二相当額になります。

なお、任意継続被保険者や資格喪失者に対して支給されていた出産手当金は廃止されます。

標準報酬月額の等級区分が変わります

月収を基に決められ、健康保険料の算出に使われる標準報酬月額。この等級区分の上下限の範囲が変わり、一等級五万八、〇〇〇円から四七等級一十二万円になります(これまでは一等級九万八、〇〇〇円から三九等級九八万円まで)。

標準賞与額の上限が変わります

賞与にかかる健康保険料の算出に使われる標準賞与額は、これまで一回当たりの支給について二〇〇万円が上限でした。これが年度の賞与累計額で五四〇万円が上限となります。

〈二〇〇八年四月以降〉

●乳幼児の自己負担軽減が小学校入学前までに

三歳未満の乳幼児の負担割合は二割に軽減されていますが、これが義務教育就学前までに拡大されます。

●健康保険組合などに健診が義務付けられます

健康保険組合などは四〇歳以上の被保険者・家族には、糖尿病などの生活習慣病の予防に着目した健診・保健指導を行うことが義務付けられます。

●新たな高齢者医療制度が創設されます

七五歳以上を対象に独立した医療制度(後

期高齢者医療制度)が創設されます。

この制度は公費と健康保険組合や国民健康保険などからの加入数に応じた支援金、後期高齢者の保険料を財源として運営するものです。患者負担はかかった医療費の一割(現役並み所得者は三割)となります。

六五歳から七四歳については、従来の健康保険組合や国民健康保険等に加入したままで、医療保険者間における財政負担の不均衡を調整するしくみ(前期高齢者医療制度)が設けられます。これにより七〇歳から七四歳の方の自己負担割合は一割から原則二割に引き上げられます(現役並み所得者は三割、低所得者は据え置き)。

※この高齢者医療制度により、これまで健保組合財政を圧迫してきた「老人保健拠出

金」はなくなりますが、健康保険組合は新たに「前期高齢者納付金」「後期高齢者支援金」を拠出することになります。

また、二〇一四年まで経過措置として残される「退職者医療制度」の「退職者給付拠出金」も負担していくこととなります。

●高額医療・高額介護合算制度が設けられます

医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額になる場合、具体的には合算額が、一般の人では、七五歳以上が年間五十六万円、七〇歳から七四歳までが六十二万円、七〇歳未満が六七万円を超えた場合、その額については、医療保険・介護保険の両制度で自己負担額の比率に応じて負担します。

（二〇〇六年十月から）
高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます

被保険者（本人）や家族が医者にかかったとき、一つの病院・診療所ごとに支払った患者の負担が一定額（自己負担限度額）を超えたとき、その超えた額は健康保険組

高額療養費の自己負担限度額

		～2006年9月		2006年10月～	
70歳未満	一般	72,300円+1%（*）		80,100円+1%（*）	
	上位所得者	139,800円+1%（*）		150,000円+1%（*）	
	低所得者	35,400円		35,400円☆	
70歳以上	一般	外来（個人ごと）	外来・入院（世帯単位）	外来（個人ごと）	外来・入院（世帯単位）
		12,000円	40,200円	12,000円☆	44,400円
	一定以上所得者（現役並み所得者）	40,200円	72,300円+1%（*）	44,400円	80,100円+1%（*）
	低所得者Ⅱ 低所得者Ⅰ	8,000円	24,600円 15,000円	8,000円☆	24,600円☆ 15,000円☆

（注）☆は変更なし。金額は1ヵ月あたりの限度額。
 ほかに同一世帯での合算や12ヵ月で4回目以上の場合の特例あり。
 *はかかった医療費からそれぞれ定められた額を引いた額の1%となる。

合から払い戻されますが、この限度額が変わります（表参照）。

出産育児一時金等が引き上げられます

被保険者や家族が出産をしたとき、一児につき三〇万円の一時金が受けられました。この額が三五万円に引き上げられます。



埋葬料（費）が一律五万円に引き下げられます

被保険者が死亡したときは家族に標準報酬月額の一ヵ月分（最低一〇万円）（家族がない場合は、埋葬した人にこの範囲内の実費）が、家族が死亡したときは一〇万円が支払われていました。これが一律五万円となります。

七〇歳以上の人の患者負担割合が変わります

現在、七〇歳未満の人はかかった医療費の三割を一部負担しています。七〇歳以上の場合の一部負担は一割。そのうち一定額以上の所得のある人の負担は二割となっていますが、その一定額以上（現役並み）の

所得のある人の負担割合が三割に引き上げられます。

七〇歳以上の人が療養病床に入院した場合の負担額が増えます

療養病床に入院する七〇歳以上の人は、療養費の一部負担のほか食料費として月約二万四、〇〇〇円を負担していました。今後は、食費として約四万二、〇〇〇円を負担することになるほか光熱水費約一万円も負担することになります。

（二〇〇七年四月から）

傷病手当金の支給額が変わります

被保険者が病気やけがのため仕事を休み給料がもらえないときは、一日につき賃金（標準報酬月額）の六割相当額が受けられました。この額に賞与を反映させ、賃金の三分の二相当額になります。

任意継続被保険者に対して支給されていた傷病手当金は廃止されます。

出産手当金の支給額が変わります

産前四二日間、産後五六日間（ふたご以上の場合には産前九八日間）、出産のため仕事

守りたい！『健康である』こと

●待ったなし！ 国がリードする健康づくり

今回の医療制度改革は、膨らみ続ける医療費を抑制するために、「医療費の適正化」を計画的に推し進めていくというものです。

具体的には、中長期的な対策として、予防を徹底することにより、生活習慣病（特に糖尿病）患者・予備軍を減少させ、短期的には、これまでの「保険給付」の内容や範囲についての見直し、すなわち患者負担分の引き上げなどが主な内容となっています。

なお、健康保険組合等の医療保険者は、「医療費の適正化」を推進するよう、健診や保健

事業が義務付けられることとなります。

●自分の体は自分で守る！

日本人の死因のトップ3は「がん」「心臓病」「脳卒中」。それらを引き起こす要因の一つとしていま注目されている内臓脂肪型肥満¹「メタボリックシンドローム」は、突然発症する病気ではありません。背景にあるのは、毎日の生活習慣。食べすぎや飲みすぎ、運動不足、過度のストレス、喫煙、睡眠不足……。こうした不健康な生活を改善し見直すことにより、疾病のリスクを大幅に減らすことがで

きるのです。

私たち健康保険組合は、これまでも積極的に保健事業を行ってきましたが、平成二十年四月からは四〇歳以上の被保険者・家族を対象に、一次予防のための健診・保健指導が義務付けられたことを受けて、皆さんの健康づくりのための事業によりいっそう力を入れていきたいと考えています。

しかし、体を大事にし、「健康であること」のために何をするかを決め、実行するのはあなた自身です。

今日から始めよう！
生活改善

内臓脂肪を減らす

食生活は栄養バランスが大事



暮らしに運動を

まずは歩くことから始めよう



年に一度は健診を！

過去の結果と見比べて



たばこは百害あって一利なし

禁煙外来や禁煙ネットの利用も



ストレスをためない

頑張りすぎず適度な休養を



制度や法律が変わっても、自分の健康を守っていくのがあなた自身であることに変わりはありません。